

身体障害者診断書・意見書 聴覚・平衡・音声
言語・そしゃく機能障害用

総括表

氏名	昭和 平成 令和 明治 大正 年 月 日生 () 歳	男女
住所		
① 障害名（部位を明記） 聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく 機能障害 <small>※該当するすべての障害名に○をしてください。</small>		
② 原因となった 疾病・外傷名 交通事故、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他 ()		
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） <div style="text-align: right;">障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日</div>		
⑤ 総合所見 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 将来再認定 要 ・ 不要 再認定の理由：軽減化・成長期・その他 再認定の時期：令和 年 月 </div>		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

〔はじめに〕 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

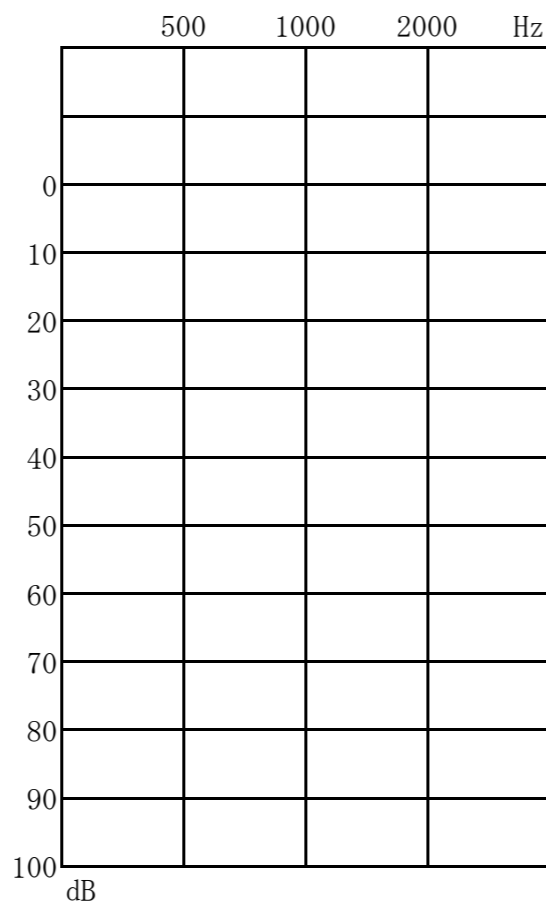
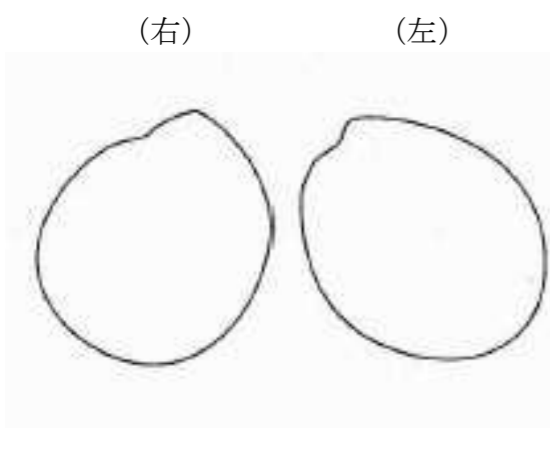
1 「聴覚障害」の状態及び所見

- (1) 聴力（会話音域の平均聴力のレベル）
- | | |
|---|----|
| 右 | dB |
| 左 | dB |
- (4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）
- ア 純音による検査（検査データ添付も可。）
- オーディオメータの型式 _____

- (2) 障害の種類（に✓を入れること。）

- | |
|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 伝音性難聴 |
| <input type="checkbox"/> 感音性難聴 |
| <input type="checkbox"/> 混合性難聴 |

- (3) 鼓膜の状態



- (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況
 (注) 2級と診断する場合、記載すること。

有 ・ 無

イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

- (2) その他（今後の見込み等）

- (3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目のに✓を入れること。）

- ① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

〔記入上の注意〕

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
 dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。